

令和4年3月23日
浜松市財務部調達課

現場代理人における常駐義務の緩和措置の拡大について（試行）

平成29年3月29日付「現場代理人の常駐義務の緩和について」において、浜松市建設工事請負契約約款及び浜松市上下水道部建設工事請負契約約款に規定する工事現場への常駐義務を緩和しているところです。

このたび市内建設業者の受注機会拡大を図るため、試行的に緩和措置を次のとおり拡大し、令和4年4月1日以降に契約する工事案件から適用します。（令和4年4月1日以降の契約を含まない場合は、平成29年3月29日付「現場代理人の常駐義務の緩和について」の取り扱いとします。）

1 他の工事の現場代理人との兼務を認める場合

(1) 請負代金額（税込）がいずれも3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）であるとき

- ①同一の現場代理人として配置できる工事は3件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
- ②当該工事現場から他の当該工事現場までの移動時間が概ね30分以内の工事であること。
- ③当該工事及び他の当該工事が、いずれも浜松市低入札価格取扱要領第7条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。

(2) 請負代金額（税込）が3,500万円以上の工事（建築一式工事は7,000万円以上）を含むとき

- ①建設業法施行令第27条第2項の規定により、専任の主任技術者の兼務が認められる工事であること。（適用要件は令和4年3月23日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について」参照）
- ②同一の現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
- ③当該工事及び他の当該工事が、いずれも浜松市低入札価格取扱要領第7条の規定に基づく低入札価格調査を実施していないこと。

ただし、浜松市発注の工事と市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合においては、市以外の機関の規定等により兼務が認められている場合に限る。

なお、上記の条件を満たす場合にかかわらず、工事内容や工事における特殊性により兼務を認めない場合がある。

2 兼務の申請について

受注者が他の工事の現場代理人と兼務しようとする場合は、次により申請すること。

(1) 監督員と十分調整し承認の上、「現場代理人の兼務届」を工事担当課へ提出すること。浜松市発注の工事を兼務する場合は、兼務届をそれぞれ提出すること。浜松市以外の発注機関の工事との兼務を申請する場合は、契約内容と現場代理人の配置が明らかとなる書類を提出すること。(例：CORINS への登録の写し又は契約書と着手届に相当する書類)

(2) 変更契約を行う際は、変更契約後の請負代金額(税込)による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。その結果、新たな現場代理人を配置する場合は、所定の変更届を提出すること。変更契約により、兼任可否の判断が必要となる可能性がある工事との兼務については留意すること。

3 その他

(1) 受注者は、現場代理人の兼務が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理により一層配慮すること。

- ・現場代理人は対象工事のいずれかに常駐すること。
- ・現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことが出来る体制をとること。
- ・兼務を認める場合の手続きに関し虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、入札参加停止等の措置をとることがある。

(2) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しない

- ・工事着手日選択型工事等において、現場代理人の配置を要しないとされた期間
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

これらの場合、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にすること。

【参考例】 他の工事の現場代理人との兼務を認める場合

1. 請負代金額（税込）がいずれも 3,500 万円未満の工事（建築一式工事は 7,000 万円未満）

①現場代理人のみ兼務

	3,500 万円未満の工事（X）	3,500 万円未満の工事（Y）
現場代理人	A	A
主任技術者	B	B

②2 件の工事の現場代理人、そのうち 1 件の工事の主任技術者を兼務

	工事（X）	工事（Y）
現場代理人	A	A
主任技術者	A	B

③2 件の工事の主任技術者、そのうち 1 件の工事の現場代理人を兼務

	工事（X）	工事（Y）
現場代理人	A	B
主任技術者	A	A

④2 件の工事の現場代理人、主任技術者を兼務

	工事（X）	工事（Y）
現場代理人	A	A
主任技術者	A	A

⑤3 件以上の工事の主任技術者、そのうち 3 件の工事の現場代理人を兼務

	工事（X）	工事（Y）	3,500 万円未満の 工事（X'）	3,500 万円未満の 工事（Y'）
現場代理人	A	A	A	B
主任技術者	A	A	A	A

※いずれも請負代金額以外の要件を満たす工事とする。

※①～④において、3 件以上の工事を兼務する場合の考え方は同様とする。

※2 件の工事のうち、別々の工事の現場代理人と主任技術者を兼務することも可とする。

	工事（X）	工事（Y）
現場代理人	A	C
主任技術者	B	A

2. 請負代金額（税込）が 3,500 万円以上の工事（建築一式工事は 7,000 万円以上）を含む

※前述の要件を満たす場合においては、参考例①～④と同様の考え方とする。

※2 件の工事のうち、別々の工事の現場代理人と主任技術者を兼務することは不可とする。

<兼務不可のパターン>

	3,500 万円以上の工事	専任の主任技術者の兼務が認められる工事
現場代理人	A	C
主任技術者	B	A